

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2017 年 5 月 15 日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.28

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.19

合同
発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会／第9次横田基地公害訴訟原告団

※NEWSは「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

5月25日弁論に
参加を～10時
15分高松駅西側
公園に集合

5月28日定期総
会に参加を～
14時～昭島市昭
和会館で開催

立川地裁 4 階 405 法廷午前 11 時開始

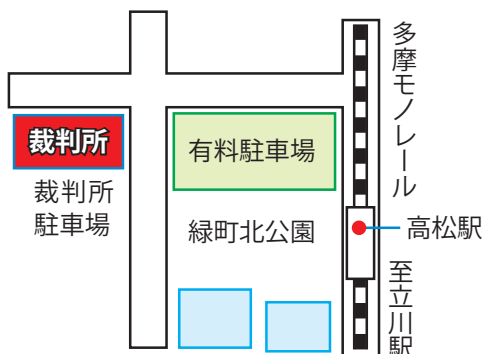
次回5月25日(木)の法廷は、第21回目の弁論となります。今回は現地検証の申請が主となる予定です。弁護団を応援する意味でも、傍聴にご協力ください。

裁判所に行くのが身体的にきつい方は、車での送迎も検討しますので、下記電話にお申し出ください。

事前集会は10時15分～緑町北公園です。

◇連絡先電話：090-4951-0800 (福本携帯)

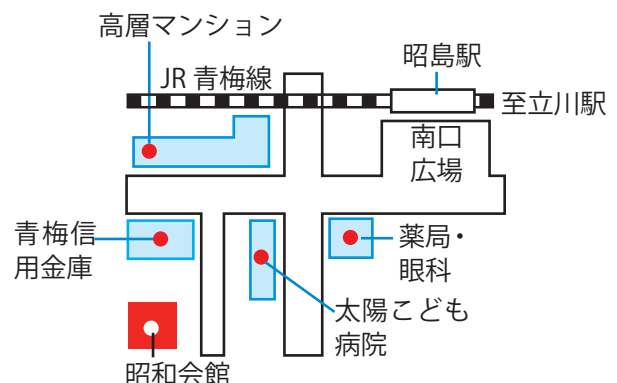
なお、次々
回法廷は
6月29日(木)
11時～
の予定です。



横田・基地被害をなくす会 と第9次横田基地公害訴訟 原告団の合同定期総会開催

横田基地が変貌を遂げつつある中で、裁判はいよいよ終盤にかかります。

この定期総会を、横田基地の現状を把握し、裁判の進行状況を把握したうえで、私たちが平和で安全な生活をさらに求めていくためにどのように行動すべきかを考えていく場にしていきましょう。



横田基地へのオスプレイ (MV-22, CV-22) 飛来と配備に関する政府への質問と回答・その1

以下は、私たちが「オスプレイ横田配備反対連絡会」の一員として2017年2月～3月に、宮本徹衆議院議員を仲介して日本国政府（外務省・防衛省）に対して行った質問と回答です。この間の経過は以下の通りです。

今年2月初めに提出した私たちの質問に対する最初の政府側回答は2月24日に示されました。その後、その回答に対する再質問、3月16日の政府側レクチャーとその場で私たちの再質問を経て、政府側より4月1日までに、いくつかの回答が示されました。

そして、以下の文章は、この経過を踏まえて、私たちの質問と政府側回答をまとめたものの一部です。

(以下、横田基地に直接関係のある質問と回答です。)

◇ CV-22 オスプレイが横田基地に配備された際に行われる飛行や訓練について……………

Q：① CV-22 が行う予定の訓練の種類と実施地域を全て明らかにされたい。(訓練の名称は、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行、夜間飛行、空対地射撃訓練、低空飛行訓練、吊り下げ訓練など)

A：CV-22 は、通常の飛行訓練に加え、低空飛行訓練、夜間飛行訓練等を実施することになる旨、米側から説明を受けている。

横田飛行場周辺における CV-22 の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米側から説明を受けている。

また、米側が作成した CV-22 の横田飛行場配備に関する環境レビューに記述のある「6つの訓練区域」のうち、我が国に所在する訓練区域での訓練内容について米側に確認したところ、東富士演習場においては、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、空対地射撃訓練及び夜間飛行訓練を、ホテル地区においては、飛行訓練及び夜間飛行訓練を、三沢対地射撃場においては、空対地射撃訓練、物料投下訓練及び夜間飛行訓練を、沖縄の訓練場においては、離着陸訓練、空対地射撃訓練及び夜間飛行訓練を、それぞれ行う旨説明を受けている。

Q：②横田基地周辺で低空飛行訓練を行う際の最低高度基準は何mとしているのか。また、その根拠は何か。(1964年の横田基地の運用に関する日米合意の平均海面上1,500フィートか、1999年日米合意の低空飛行の定義＝航空法に従うもの＝人又は家屋のない地域及び広い水面の上空では150m、人又は家屋の密集している地域の上空にあつては300m)

A：横田飛行場周辺における CV-22 の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米側から説明を受けているが、これ以上の説明は受けていない。

なお、米側は、低空飛行訓練を含め、我が国での CV-22 の飛行運用に際しては、MV-22 に関する日米合同委員会合意（平成24年9月合意）を含む既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言している。当該日米合同委員会合意においては、地域住民に十分な配慮がなされ、最大限の安全対策が取られることを両国間で合意しているほか、低空飛行訓練についても、原則として、地上から500フィート（約150m）以上の高度で飛行することとされている。

Q：②の回答中、低空飛行訓練について「原則として、地上から500フィート（約150m）以上の高度で飛行することとされている。」とあるが、1999年の日米合意における低空飛行の定義「人または家屋の密集している地域にあつては300mが適用されるべきではないか。今回回答が日米間で合意された内容であるならば、低空飛行は、オスプレイのみ150mと解釈し、その他の航空機は300mと解釈されることとなるが、この解釈で間違いはないのか。

A：平成11年1月14日、日米合同委員会において、在日米軍は、国際民間航空機関（ICAO）や我が国の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を適用していること等の具体的措置を取りまとめた。また、平成24年9月の MV-22 に関する日米合同委員会合意においては、

・MV-22 が低空飛行訓練を実施する際は、地上から500フィート以上の高度で飛行する（ただし、運用の安全性を確保するため、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある。）

・低空飛行訓練の間、原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域、公共の安全に係る他の建造物（学校、病院等）とした場所の上空を避けて飛行することは標準的な慣行であるとされている。

米側は、我が国での CV-22 の飛行運用に際しては、MV-22 に関する日米合同委員会合意（平成24年9月合意）を含む既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しているところである。

Q：③ 横田基地での飛行時間帯制限、すなわち「22時～6時」の間の…活動は、…緊要と認められるものに制限される」は確実に守られるのか、について

(1) 守れない場合は、その理由をその都度報告できるのか。

(2) 普天間基地では訓練場で飛行時間帯制限の 22 時まで訓練し、その後基地へ帰還するため、飛行時間帯制限の 22 時を過ぎての帰着となり、騒音被害を増長させる結果となっている。横田基地での横田基地の日米合意の規制をどのように徹底できるのか明らかにされたい。

A：日米合同委員会で合意された横田飛行場航空機騒音規制措置においては、「22 時から 6 時までの間における飛行及び地上での活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊要と認められるものに制限される」こととされており、同飛行場においては、当該措置を踏まえて航空機の運用がなされているものと認識しているところである。

防衛省としては、これまでも累次の機会に、米側に対し、航空機の運用に当たっては、騒音規制措置を遵守するよう申し入れを行っているところ、今後も引き続き、同規制措置の遵守を求めてまいりたい。

Q：③の回答中、横田飛行場における飛行時間帯制限事項について「同飛行場においては、当該措置を踏まえて航空機の運用がなされているものと認識しているところである。」との記述があるが、認識は具体的にどのように行っているのか。22 時から 6 時までの間の全ての飛行について、その理由や緊急性を把握しているのか。

Q：ホテル空域や東富士演習場を使つての訓練は「緊要」に当たらないと解釈するものと考えてよいのか。また、例えば、米韓合同演習や米大統領のアジア訪問時の中継地としての横田基地の使用は「緊要」に当たるのか。

A：米軍は、米軍飛行場における飛行活動等に当たっては、日米安保条約の目的の達成を図りつつ、航空機騒音規制措置の遵守を含め、周辺住民に対する騒音の影響をできるだけ軽減するよう最大限努力しているものと承知している。

一方、防衛省としては、横田飛行場周辺の住民の方々に与える影響を最小限とするため、機会あるごとに米側に対し、同規制措置を遵守し、航空機の運用による影響を最小限にとどめるよう申し入れているところであるが、同規制措置が定める「米軍の運用上の必要性に鑑み緊要と認められるもの」が具体的にいかなるものであるのかについては、米軍の運用の詳細に関することであり、承知していない。

なお、米側は、我が国での CV-22 の飛行運用に際しては、地域住民に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV-22 に関する日米合同委員会合意（平成 24 年 9 月合意）の内容を含め既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言している。

Q：③の回答に関連して、CV-22 がホテル空域や東富士演習場などを使って訓練を行う際には、現地での訓練を何時までに終了するとされているのか。または、何時までに横田基地に帰還するとしているのか。

A：CV-22 の横田飛行場配備に関する環境レビューに記述があるホテル地区及び東富士演習場における CV-22 の訓練内容について、米側に確認したところ、東富士

演習場では、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、空対地射撃訓練及び夜間飛行訓練を、ホテル地区では、飛行訓練及び夜間飛行訓練を、それぞれ行う旨、説明を受けているが、これ以上の説明は受けておらず、現時点で、訓練時間を含め運用の詳細に係る事項についてお答えすることは困難であるが、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達する考えである。

なお、米側は、我が国での CV-22 の飛行運用に際しては、地域住民に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、航空機騒音規制措置をはじめとする既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言している。

Q：④ 普天間に MV-22 が配備された際の日米合意は、横田基地での MV-22 飛来時や CV-22 の飛行の際にも適用されるのかどうか。以下の (1)～(3) について明らかにされたい。

(1) 進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定する。

(2) 低空飛行訓練の間、原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域、公共の安全に係る他の建造物（学校、病院等）といった場所の上空を避けて飛行すること。

(3) 離発着の際、基本的に、既存の固定翼機及び回転翼機の場周経路等を使用する。運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードでの飛行時間を限定すること。

A：米側は、CV-22 の日本国内における飛行運用に際しては、地域住民に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV-22 に関する日米合同委員会合意（平成 24 年 9 月）の内容を含め既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言している。

Q：④に関連して、横田基地周辺における学校や病院の位置は、米軍を含め日本政府は把握されているのか。また、普天間への MV-22 配備の際の日米合意における低空飛行禁止施設として挙げた「史跡」「人口密集地域」「公共の安全に係る他の建造物」とは、横田基地周辺では、具体的にどこを指すことになるのか。地図上で指摘してほしい。

A：防衛省としては、横田飛行場周辺において、学校や病院が所在していることは承知している。また、米側が作成した CV-22 横田飛行場配備に関する環境レビューにおいては、同飛行場周辺の小学校や中学校、市民センターなどが記載されていることから、米側においてもこのような施設が周辺に所在していることは承知しているものと考えている。

さらに、米側は、我が国での CV-22 の飛行運用に際しては、地域住民に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV-22 に関する日米合同委員会合意（平成 24 年 9 月合意）の内容を含め既存の全ての日米間の合意を遵守する



旨、明言している。

防衛省としては、CV-22 が配備された後、日米合意が適切に実施されるよう、米側との間で必要な協議を行っていく考えである。

Q：⑤（CV-22 が）パラシュート降下訓練を実施することが公表されたが、この訓練を横田基地で行うことができる根拠は何か。

A：横田飛行場周辺における CV-22 の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米側から説明を受けている。

米軍は、日米安保条約第 6 条の規定に基づき、我が国において、施設・区域を使用することが認められており、同条約上の目的達成のため、訓練等の軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としている。

他方、米軍が我が国において訓練を行う場合には、我が国の公共安全に妥当な考慮を払って活動すべきであることは言うまでもなく、防衛省としては、米軍に対し、訓練に際しては、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところである。

Q：⑤に関して、米軍のパラシュート降下訓練の目的は「敵地に進入・上陸するための戦闘作戦を行うための準備行動」に当たるのではないかと。そうであれば、日米政府の事前協議の対象となるのではないかと。

A：横田飛行場に配備される CV-22 が行うとの説明を受けている人員降下訓練等の目的について、米側から説明を受けておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

Q：⑥（CV-22 の）物料投下訓練の実施の際に使用される「物料」とは、具体的にどのようなものか明らかにされたい。

A：横田飛行場周辺における CV-22 の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米側から説明を受けているが、これ以上の説明はを受けておらず、具体的にお答えすることは困難である。

なお、横田飛行場における訓練の実施に当たり、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係地方公共団体に伝達する考えである。

Q：⑦沖縄・伊江島でのパラシュート降下訓練、物料投下訓練は、日米合意のもとに実施されているが、横田基地では日米合意がないまま一方的に実施されている。政府はなぜこのような事態を放置しているのか、理由を明らかにされたい。また、今後の安全確保のため、どのような対策をしようとしているのか、明らかにされたい。

A：米軍は、日米安保条約第 6 条の規定に基づき、我が国において、施設・区域を使用することが認められており、同条約上の目的達成のため、訓練等の軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としている。

他方、米軍が我が国において訓練を行う場合には、我が国の公共安全に妥当な考慮を払って活動すべきであることは言うまでもなく、防衛省としては米軍に対し、訓練に際しては、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところである。なお、横田飛行場における人員降下訓練や物料投下訓練の実施に当たり、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達するとともに、米側に対し、安全確保

に万全を期すことや周辺地域への影響を最小限にすること等について要請しているところである。

Q：⑤⑦③に関連して、沖縄県における航空機からの人員や物資投下訓練は SACO 合意によって、伊江島で行うことが合意されたと解釈するところだが、基本的には予想される危険を除去するための合意であったのではないかと。横田基地は東西が 1 km に満たないほど狭くなっている箇所もあり、降下に失敗すれば人員や物資が基地の外に落下する可能性が高い。日本政府（防衛省）は日米安保条約第 6 条を理由として訓練の正当性を挙げているが、第 6 条が「どんな訓練も、日本国のどの場所も米軍の思うままに使用してもよい」というお墨付きを与えているわけではない。解釈の間違いではないかと。

A：米軍は、日米安保条約第 6 条の規定に基づき、我が国において、施設・区域を使用することが認められており、同条約上の目的達成のため、訓練等の軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としている。これは政府として国会等の場において、累次にわたり説明してきている立場であり、ご指摘のような「解釈の間違い」にはあたらない。

他方、米軍が我が国において訓練を行う場合には、我が国の公共安全に妥当な考慮を払って活動すべきであることは言うまでもなく、政府としては、これまでも米軍に対し、訓練に際しては、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところであり、今後も引き続き、申し入れてまいりたい。

Q：⑧横田基地周辺上空が、いつの間にか、既存の場周経路・演習場となっている。それは、いつだれが決めたのか。その下に位置する自治体には通告しているのか。

A：米軍は、日米安保条約第 6 条の規定に基づき、我が国において、施設・区域を使用することが認められており、同条約上の目的達成のため、訓練等の軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としている。

他方、米軍が我が国において訓練を行う場合には、我が国の公共安全に妥当な考慮を払って活動すべきであることは言うまでもなく、防衛省としては、米軍に対し、訓練に際しては、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところ。

なお、横田飛行場における人員降下訓練や物料投下訓練、航空機の運用を伴う演習等の実施に当たり、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達するとともに、米側に対し、安全確保に万全を期すことや周辺地域への影響を最小限にすること等について要請しているところである。

Q：⑨季節や気候の変化によって、長期間にわたって訓練場所を変更する場合はあるか。例えば、冬季の間は温暖な場所に本拠地を移すといったケースは考えられるのか。

A：季節や気候の変化によって、長期間にわたり訓練場所を変更する可能性があるかどうかについては、米軍の運用に関することであり、詳細について承知していない。

3月16日当日、発表されたばかりのCV-22横田配備延期の理由を問い合わせたが、外務省の担当者から「日米双方の合意が得られなければ発表できない」との理由で、後日の発表を待つしかなかった。その発表はあまりにお粗末…

沖縄・辺野古へ

横田・基地被害をなくす会 黒田 恵

本年2月27日から3月6日まで、7泊8日で辺野古支援に行ってきました。

28日(月)は、早朝の第1ゲート前での行動に参加。プラカードが揺れ動く中で沖縄の方言、英語などが飛び交う。軍関係車両が出る通路付近で、抗議の意



志表示を行い、車を止める。警告が繰り返され、従わずにいと、基地内から軌道小田井が欠けてきて、我々を排除する。毎日がこの繰り返し。

ある日は、早朝からテント裏後方の高台にある軍事訓練場から射撃の音が響き続く。実弾を消耗するためとのことでした。初めて耳にする実弾の音。軍需産業の在り方にゾッとする。

また、沖縄高専大学裏手にある訓練場へ、兵士たちを乗せた軍用トラック数台が毎日通り過ぎる光景は異様。そして、上空ではオスプレイや軍の飛行機が飛ぶ。

さらに、火薬搭載マークの付いた車両が通るときは不快というより恐怖を感じた。

座り込み参加者は、いとも簡単に機動隊に排除される。そして、機動隊という柵の内側に囲われ、基地内に入っていく車両がはるか遠くに見え、無力感を噛みしめる。

なかには暴言に近い抗議を大声で叫ぶ参加者もいて、「これも暴力では」と、内心思ってしまった。

沖縄を離れる前日、日曜日はテントに2人。他は、集会場も基地内もシーンと静まり返っている。広い、広い基地の中から、不意に笑い声が響いた。その声に、「日曜日は、笑えるんだ。日曜日はどこでもあるんだ。」と。

途方もなく広い基地を眺めながら、温もりが伴わなかった笑い声に、少し切なくなった。

翌日、那覇空港に向かうバスの外は、本降りの雨になっていました。



上下の写真は、2017年2月23日に辺野古(キャンプ・シュワブゲート前)支援に行かれた第四次厚木爆音訴訟団・山村さんが撮影された写真です。文章のイメージとして使用させていただきました。

CV-22 オスプレイの横田基地配備延期について

去る3月28日、防衛省・外務省から標記の件について、横田基地周辺自治体に通知があった。

「本年後半に当面3機配備」となっていた現時点での発表としては、理由になっていない。「機体数の確保に当初の想定より時間を要する」「パイロット及び整備士の訓練に当初の想定よりも時間を要する」ことが今になって分かった、それも3年(最短で約2年)延期になる理由として挙げたとはどういうことだ。

はっきり、「予算の工面がつかなかった。パイロットの希望者がいない。」と言ったほうがすっきりすると思うのだが。「我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中…」という意義を主張するなど陳腐としか言いようがない。

安全保障環境を言うなら、CV-22 配備には緊急性がないので3年延期したということではないか。100歩譲って、ミサイル防衛をさらに進めることを検討している状況の中で、CV-22 をわが国の横田基地に配備する理由はあるのだろうか。CV-22 に何をさせようというのだ。

以下は、防衛省発表内容。

CV-22 オスプレイの横田飛行場への配備延期について

3月13日(現地時間)に米国防省が公表した、横田飛行場に配備予定のCV-22 オスプレイの最初の3機の到着を延期することにつきまして、今般、延期理由、今後の配備スケジュールについて確認いたしましたのでお知らせいたします。

1. 当初の配備計画

●平成27年5月11日(米国時間同日)、米国政府から、2017年後半からCV-22 オスプレイを横田飛行場に配備する旨の接受国通報。米国防省は同月12日(米国時間11日)に同内容を発表。

●米側によると、最初の3機を2017年後半に配備し、2021年までに計10機を配備する予定。

2. 配備延期の公表

●2017年3月14日(米国時間13日)、米国防省は、横田飛行場に配備予定のCV-22 オスプレイのうち、最初の3機の到着を調整することを公表。

●当初、2017米会計年度の第4四半期の到着を発表していたが、現時点では、2020米会計年度(2019年10月～2020年9月)に到着することを予定。

3 米側から説明がなされた配備延期の理由及び今後のスケジュール

● 延期理由

○CV-22 オスプレイの必要な機体数の確保に当初の想定よりも時間を要することが判明。

○CV-22 オスプレイのパイロット及び整備士の訓練に当初の想定よりも時間を要することが判明。

○米空軍の他の運用との兼ね合い。

● 配備スケジュール

○2020米会計年度(2019年10月～2020年9月)に、第1陣が横田飛行場に配備が開始される予定

4 配備の意義

●我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、高い性能を有するCV-22 オスプレイが我が国に配備されることは、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、アジア太平洋地域の安定にも資する。

横田基地常駐機 C-130H が C-130J に交替

C-130 は 1955 年に実用化され、改良型も作られる中で、60 年間も世界で活用されてきた。

横田基地に常駐する旧型の C-130H は、ここ数年間の間に部品落下事故などが相次いでいたことから、新型機への交替は当然なのだが…。

この件については、米軍～北関東防衛局を通して周辺自治体に何度か交替時期の変更について情報提供が行われた。

そして、今年 3 月 6 日に 1 機目が到着、3 月 29 日に 2 機目が到着、5 月 3 日に 3 機目が到着した。

C-130J と C-130H について主な点を比較すると…

(前者が C-130J)

全長：34.69m ← 29.3m プロペラ：6 枚 ← 4 枚

最大巡航速度：660km/h ← 589km/h

行動半径（最大積載時）：3,147km ← 1,944km

乗員：3 名 + 128 名(空挺 92 名) ← 5 名 + 92 名(空挺 64 名)

※プロペラが 6 枚になって騒音は静かになるという話もあるが…実際にはどれほど静かになるものなのかはわからない。それは、運用回数・飛行時刻によって変わってくるものなので、何とも言えないからだ。

いずれにせよ、旧型機 C-130H が C-130J が来た数だけ、米国に帰ったという話はまだない。

グローバルホークが やって来た

高高度滞空型無人偵察機グローバルホークの 1 機目が、5 月 1 日に横田基地にやってきた。そして、その後、さらに 2 機が到着。私がいつもチェックしている yokotajoho のブログによれば…

1 機目は 5 月 1 日の 21 時 54 分着、2 機目は 5 月 3 日の 1 時 26 分着。3 機目は 5 月 4 日の 6 時 06 分着。いずれも暗いときか明け方だったのにはわけがあるのか。

5 月 4 日、グローバルホークの姿を撮影に行った。

場所は基地北西側・国道 16 号線沿いの某所。

滑走路中央～西側に 2 機が駐機しているのを確認できた。

その姿は、まるで深海魚を思わせる目無し飛行機。

この飛行機が、私たち基地周辺住民にどれだけの影響を及ぼすか、今のところ情報が無い。

ただし北朝鮮のミサイルの標的候補として、ますます狙いが定まったことは確かだろう。

ちなみに、全幅：約 40m、全長：約 15m、全高：約 5m、滞空時間：約 36 時間、最大高度：約 65,000m。胴体と主翼のバランスは、まるでグライダー。

2014 年から三沢基地に展開していたが、滑走路の工事によって、5 月 1 日から 10 月 31 日まで暫定措置として横田基地に展開する、と北関東防衛局を通して発表があった。ただし…三沢では 4 機の展開だったが、横田には 5 機。

北朝鮮危機を口実に横田展開が常態化しないか心配されるところだ。

パラシュート降下訓練 失敗について

今年になってから、横田基地を使って例年以上にパラシュート降下訓練が頻繁に行われているが、(基本的には)この訓練は沖縄伊江島で行うと、日米合意で決まっている。

最近、嘉手納基地で伊江島の天候不良のため通告なし人員降下訓練が行われ、あの防衛大臣までもが米軍に抗議したとか。

ところが、横田基地では、安保条約第 6 条を盾に米軍が一方的に行っているのが現実だ。

また、以下の 2013 年 8 月 22 日の基地外落下事故は知らぬと言いつけている。(以下は国を通しての横田基地への問い合わせ結果)

米側への確認日時：平成 29 年 3 月 17 日(金) 15:00

米側の確認先：在日米軍 横田基地 広報部

確認内容：(3 月 16 日の説明の際に配布された資料を送付のうえ) 2013 年 8 月 22 日、横田飛行場でのパラシュート降下訓練において、基地外の IHI 工場に隊員が降下する事案が発生しているか。

米側からの回答：横田基地の担当者に確認したところ、当日の横田飛行場でのパラシュート降下訓練において、基地外へ降下した記録はない。

写真は、基地東側に隣接する IHI 瑞穂工場内に落下しているパラシュート＝横田基地の撤去を求める西多摩の会提供



オスプレイ反対署名 に引き続きご協力 をお願いします

この間のオスプレイの横田基地への飛来・配備に反対する署名にご協力いただきありがとうございます。去る 3 月 16 日に集約できている署名(6 団体合計で) 15,000 筆を提出しました。

ニュース等でご存知のように、CV-22 の横田配備は最も早く 2019 年 10 月に延期されましたが、当面は同じ文面で署名集めを進めていきます。反対リーフレット No2 や署名用紙が不足の方はご連絡ください。

NEWS内容 (CONTENTS)

5月25日弁論に参加を……………	1	CV-22 横田基地配備延期について……………	5
5月28日定期総会に参加を……………	1	C-130H が C-130J に交替, グローバルホーク到着等…	6
横田基地へのオスプレイ飛来と配備…政府への質問と回答…	2	オスプレイ反対署名へ引き続きご協力を……………	6
沖縄・辺野古へ……………	5	「うるさい!」【抗議先一覧】経過報告と予定……………	7
		会費の振り込みについて, 天欄……………	8

「うるさい!」と思ったら…

各自治体には, 苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

横田基地: 042-552-2511
 航空自衛隊横田基地: 042-553-6611
 防衛省北関東防衛局: 048-600-1800
 防衛省横田防衛事務所: 042-551-0319
 外務省: 03-3580-3311
 東京都庁: 03-5321-1111
 瑞穂町役場: 042-557-0501
 羽村市役所: 042-555-1111
 福生市役所: 042-551-1511

抗議先一覧

昭島市役所: 042-544-5111
 立川市役所: 042-523-2111
 武蔵村山市役所: 042-565-1111
 日野市役所: 042-585-1111
 あきる野市役所: 042-558-1111
 青梅市役所: 0428-22-1111
 入間市役所: 04-2964-1111
 飯能市役所: 042-973-2111
 日高市役所: 042-989-2111

経過報告と今後の予定 (2017年3月14日～)

- * 3/14 CV-22 の横田配備最長 3 年延期の発表
- * 3/14 オスプレイ横田配備反対連絡会役員会議
- * 3/16 オスプレイ横田配備反対連絡会政府交渉～署名 15,000 筆を手交
- * 3/19 第四次厚木爆音訴訟団総会 (メッセージ)
- * 3/20・23 パラシュート降下訓練実施
- * 3/23 第 20 回弁論+進行協議
- * 3/23 オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会政府交渉
- * 3/29 C-5M (ギャラクシー) 横田基地を離陸後油圧系異常で引き返す
- * 3/29 C-130J (2 機目) 横田基地に到着
- * 3/30 グローバルホーク 5 機が 5～10 月に横田基地に一時展開するとの発表
- * 3/30 MV-22 横田基地に飛来 (1 機) ～木更津～岩国…の飛行コース
- * 4/1 オスプレイ横田配備反対連絡会署名宣伝行動
- * 4/3 横田基地フィールドワーク+学習会
- * 4/5 F16 米ワシントン州郊外で墜落
- * 4/6 なくす会+原告団役員会議
- * 4/10 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 4/14 横田 2 原告団・弁護団による低周波音測定についての検討会

- * 4/16 三多摩平和運動センター拡大幹事会 (講演)
- * 4/18 弁護団+原告団会議
- * 4/24 弁護団, 現地検証下見
- * 4/26 なくす会・原告団会計打ち合わせ
- * 4/28 日米地位協定の抜本改正を求める 4.28 東京集会 (挨拶)
- * 5/1, 5/3, 5/4 グローバルホークが横田基地に到着
- * 5/3 C-130J (3 機目) 横田基地に到着
- * 5/5 グローバルホーク横田で運用開始
- * 5/10 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 5/14 なくす会+原告団役員会議
- ☆☆☆☆☆以下は今後のスケジュール☆☆☆☆☆
- * 5/15 NEWS印刷・発送作業
- * 5/18 オスプレイ…東日本連絡会
- * 5/25 第 21 回弁論+進行協議
- * 5/27 横田問題を考える会・集会
- * 5/28 なくす会+原告団 定期総会
- * 6/6 全国基地連事務局長会議
- * 6/7 全国基地連政府 (関連 4 省) 交渉 (全国公害被害者総行動)
- * 6/16 岩国高裁第 1 回弁論
- * 6/17 東京全労協・横田集会
- * 6/29 第 22 回弁論+進行協議



会費の振り込みについて



会費の2017年度分は、本年4月からの1年間の期間が対象となります。なお、原告団会費については、半期分5,000円ずつの分割納入も可能です。分割納入の方は、その旨を振り込み用紙に書いてください。

原告団の年会費は1名1万円(高額になりますので、最終段階まで1世帯1万円でも結構です)、横田・基地被害をなくす会の年会費は個人会員は1名2千円、団体会員は1口2千円です。

「原告団会費」と「横田・基地被害をなくす会会費」とがあります。両団体に加入の方、一方の団体だけに加入の方がおられますので、間違いのないようにご注意ください。

なお、原告団となくす会の会員の方には、振込用紙と会費納入状況についてのお知らせの用紙が入っています。記述に間違いのある場合は、原告団事務所か福本(P.1参照)にお知らせください。

第9次横田基地公害訴訟 原告団・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

①ゆうちょ銀行 店番018 普通 8014443

②ゆうちょ銀行 00180-6-790063 (振替用紙を同封しましたので、お使いください。)

※名義：第9次横田基地公害訴訟原告団

※年会費は、10,000円(家族原告は、1名以外の会費を裁判終結時に精算することもできます。)

なくす会・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

①ゆうちょ銀行 店番008 普通6875225

②ゆうちょ銀行 記号10040

番号68752251 (振替用紙使用の場合)

③中央労働金庫立川支店 店番282

普通預金(口座番号)1074068

※名義：横田・基地被害をなくす会

※年会費は、個人2000円、団体1口2000円

▶トランプ米大統領がシリアに大量のミサイルを打ち込み、いちやく安倍首相が支持を表明し、米航空母艦が自衛隊艦隊を従えて朝鮮半島周辺を威嚇航行している。森友学園問題で追い詰められ「危機」を利用・演出している面がある。声高に叫ばれる「緊張」や「危機」が人々の心を蝕んでいく。差別やナショナリズムが強化され、「共謀罪」とともに互いを監視しあう空気が社会に充満し、その果てに開かれる東京五輪では、ひたすら獲得した金メダルのがぶり立てられるなんて、本当にいただけないと思う。まして、こんな風に戦争を始められてはたまらない。▶沖縄で発行されている季刊雑誌『けーし風(返し風)』の最近号を読んでいたら、琉球大学で教えている在日韓国人の研究者が一年間を韓国で暮らした経験をレポートしていた。▶筆者の呉さんの渡航動機は、「たとえ“母国”であったとしても、長らく異国で暮らした者がその地を訪れたとき、すぐさまこれが自分の国だという実感を持つわけではない」という所にあった。留学の前半、呉さんは日本の朝鮮支配、その後の分断・独裁の歴史の「遺跡」を訪問したり、日本とは異なる制度や生活習慣にびっくりしたり、慣れる努力をしたり・・・して過ごした。だが、後半のほとんどの期間、呉さんは、燃え上がる朴大統領弾劾の民衆の闘いの場、

天欄

青瓦台に近い光化門前の広場で過ごしたのだという。広場には大きな舞台が作られ、あらゆる世代のあらゆる社会問題の当事者たちが5分ほどのスピーチをした。芸術家が演奏し、作品を展示した。広場は韓国で起きていることを知るのにつけて場所になった。若い人たちが上の世代から経験を引き継ぐだけでなく、社会は変えうるという事実を実感をもって体験した。▶呉さんは最後に書いている。「結論的に言えば、韓国が“私の国”であると実感をもつまでには至らなかった一年であった。しかしそうではなく、私に必要であったのは、…結びつくべき場所はどこかを探ることであった。それに気づかせたのが光化門前で生まれた、あの正体不明の集まりであったし、実際そこそが私の所属先であった。…あの熱気と正義と変革を求め、言葉と音楽があふれるなか互いに支え合おうとする人々がいた／いる／いるであろう場所、そこそが実感的な私の場所。強いて名付ければ、私のソウル。」▶呉さんの文章には、たぐいまれな場に居合わせた幸せ、喜びを噛みしめている実感があふれている。そうだよ。戦争屋の挑発なんか退けて、国境や国家を越えて、その場こそが自分の居場所だといえる場を自ら作りだすことが大事なんだよね。(K)▶ニュースが多くて文字が小さいページが。お許しを。(M)